

平成24年第1回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成24年3月12日 開会

平成24年3月16日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成24年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成24年3月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡邊政司
7番 渡邊明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

報告第1 号鳴沢村第2次障害者計画の策定について
議案第1 号鳴沢村公共施設修繕基金条例を定める件
議案第2 号鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一部を改正する
条例を定める件

- 議案第 3 号 鳴沢村 高齢者厚生年金支給条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 号 鳴沢村 公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 鳴沢村 道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村 税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 7 号 鳴沢村 特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 8 号 鳴沢村 公民館条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 9 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 10 号 平成 23 年度 鳴沢村 一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 11 号 平成 23 年度 鳴沢村 国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 12 号 平成 23 年度 鳴沢村 簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 13 号 平成 23 年度 鳴沢村 老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 14 号 平成 23 年度 鳴沢村 介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 15 号 平成 23 年度 鳴沢村 後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 16 号 平成 24 年度 鳴沢村 一般会計予算
- 議案第 17 号 平成 24 年度 鳴沢村 国民健康保険特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 24 年度 鳴沢村 簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 24 年度 鳴沢村 介護保険特別会計予算

議案第 20 号平成 24 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

議案第 21 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
村長所信表明
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1 号鳴沢村第 2 次障害者計画の策定について
- 日程第 5 議案第 1 号鳴沢村公共施設修繕基金条例を定める件
- 日程第 6 議案第 2 号鳴沢村 100 歳長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 3 号鳴沢村高齢者厚生年金支給条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 4 号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 5 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 10 議案第 6 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 11 議案第 7 号鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 12 議案第 8 号鳴沢村公民館条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 13 議案第 9 号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 14 議案第 10 号平成 23 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 5 号)

- 日程第15 議案第11号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第12号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第13号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計
補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第14号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第15号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第16号平成24年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第21 議案第17号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第22 議案第18号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第23 議案第19号平成24年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第24 議案第20号平成24年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第25 議案第21号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算

◎議長あいさつ

議長（三浦利雄君） 平成24年第1回定例会開会に先立ち、ごあいさつ申し上げます。

議員各位には大変ご苦労さまです。本定例会にはご承知のとおり、条例改正や23年度の補正予算、さらに平成24年度予算の議案が提出されております。どの定例会も大事なわけでありますけども、特に本定例会での新年度の審議につきましては、各位の積極的な発言や取り組みにより、実のある定例会となりますようお願い申し上げます。

開会 午前10時16分

議長（三浦利雄君） ただいまから、平成24年第1回鳴沢村議会議定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（三浦利雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、小林茂澄君、田中 稔君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布

したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略します。

次に、2月28日に第5回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成23年第4回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 渡辺久男。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成23年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月15日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月7日午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は委員5名全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の5項目です。

1、会期は本日より3月16日までの5日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案等の委員会付託は、配布してある議案付託表のとおりにすること。

3、議案第10号から議案第15号並びに議案第16号から議案第21号までを一括議題、一括採決とすること。

4、一般質問通告日は、3月12日月曜日午後5時までとすること。

5、平成24年2月29日付で議長あてに提出のあった村道708号線舗装整備の陳情書の取り扱いは、議員への資料配布を行うこと。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 小林茂澄君。

建設産業経済常任委員長（小林茂澄君） 8番 小林茂澄。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成23年第4回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月15日の本会議において議決された件についての報告であります。

2月20日午前9時より、議員控室において委員会を招集いた

しました。

委員5名全員と、会議事件説明のために振興課長、振興課職員3名、土地改良区室長、職務のために議会事務局長と書記の出席があり、議長にも同席していただきました。

招集にかかわる事件は、村内の除雪について及び村道工事施行状況について並びに閉会中の継続調査申し出の3件です。

まず、村内の除雪については、担当課から業者へ再度除雪に関する指導を行ってもらおう。次に村道の工事状況については、村道工期の延長についての説明を受け、やむを得ない延長のため、了解しました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

最後に、その他事項として、中山間地域総合整備事業の灌漑用水の話題が出まして、この用水の取り出し口について農家の使い勝手がよくなるよう、今後の検討課題とすることに決まりました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。
広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 5番 渡辺 泉。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

1月20日、午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席があ

りました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第7号（案）について、及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第7号について、レイアウト、掲載記事内容等の広報構成を協議し、先月2月1日に全戸配布をいたしました。

また、閉会中の継続調査につきましては、所管事務の調査について継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長渡邊明雄君。

地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についてご報告させていただきます。

閉会中に委員会は開催しておりませんが、2月13、14日に行われました議会議員研修の際に、静岡県焼津市のトーカイアクア焼津工場へ、ミネラルウォーター製造工場の視察を行いました。

このトーカイアクア焼津工場は、2008年4月より稼動し、ガス会社のグループ初の飲料水製造工場で、富士山麓の静岡県朝霧高原から湧き出した地下水を工場に送ってペットボトルに充填を行っており、1時間に1,000本という国内最高レベルの生産能力を持っておりました。さらに、このミネラルウォーターを購入者の自宅まで届けるために、厳しい基準と徹底し

た品質管理のもと、安全・衛生面に細心の注意を払ったプラント設計及び生産管理体制をしいていたのが特長でした。

ここでは、製造から配送まですべてを一貫して行うことにより、きめ細かなサービスが可能となり、多くの顧客に満足してもらっているという説明をいただきました。

この研修会終了後に、閉会中の継続調査申し出について協議し、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行っております。

以上で、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎村長所信表明

議長（三浦利雄君） 次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優） 平成24年鳴沢村第1回定例会に臨みまして、所信表明の機会をいただきましてありがとうございます。ただいまから、今後の村政運営に際しての所信を述べさせていただきます。

先の村長選挙におきましては、多くの村民の皆様からご支持をいただき、再び村長の重責を担わせていただくことになりました。

2期目におきましても、このたびの選挙を通じてちょうだいした村民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、山積している諸問題に全身全霊を傾けて取り組み、鳴沢村発展のため邁進してまいる覚悟でございます。

さて、最初に、改めましてこの場をお借りして、ちょうど1年

と1日前、昨年3月11日に発生した東日本大震災の犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げさせていただきます。

この大きな災害の発生により、平成23年は、日本の社会が変わった年として永遠に記憶されることと思います。また、平成20年9月のリーマンショックに端を発した長期にわたる景気の低迷に相まって、ここ数年は日本、また世界にとっての大きな転換点になると思っております。

鳴沢村におきましても、全国的な傾向と同じくして、依然として景気低迷の影響が色濃く残っております。土地価格の下落による固定資産税の減収や、企業の収益低迷による法人税の減収などにより、村税収入は予算ベースで約1,314万円、1.7%の減少となっております。

また、少子高齢化も、鳴沢村の喫緊の課題となっております。当村の人口は依然として微増傾向が続いているものの、この主な要因は、別荘地及び本村集落周辺への転入等によるもので、鳴沢及び大田和の本村集落住民の高齢化や若者人口の減少傾向が続いております。

私は2期目の大きな仕事として、人口減少対策として、景気対策に重点を置きたいと考えております。具体的には、一つ目に「村営住宅建設の推進」、二つ目として「優良企業誘致の推進」、三つ目として「中山間地域総合整備事業を活用した産業の振興と地域地盤の強化」であります。

これらはそれぞれ独立するものではなく、生活するためには働く場も必要であり、また働く場があれば、生活する場も必要であり、相互に関連する施策として考えております。

村営住宅建設につきましては、多額な財源が必要になるわけですが、財源計画を含め、今後その計画策定を進めてい

きたいと考えております。

優良企業誘致につきましては、多くの企業が景気の低迷により設備投資に積極的ではない現状ですが、住民の働く場の確保のためにも、いろいろな情報を集めて、優秀な企業の誘致を推進していきたいと考えております。

中山間地域総合整備事業については、大田和地区の集落道整備、ほ場整備が一区切りとなり、本年度は臼田和地区の集落道整備が開始されます。これにより、優良な農地が確保でき、観光農業の振興の一助になればと期待しております。

そのほかに、ゴルフ場跡地についても、多くの村民に影響する大きな課題となっております。その問題解決には多くの困難がありますが、できる限り早期に解決していきたいと考えております。

地方自治体の役割の一つとして、「地域の人材を育てる」ことが言われております。行政課題を含め、地域の問題を解決していくのはあくまで「人」であり、「人を育てる」ことなしに地域の問題は解決しません。

ゴルフ場跡地問題や企業誘致、さらに問題の根底にある人口減少対策など、多くの課題を解決していくためには、人を育て、その人が英知を結集してこそ、私が常に申し上げている「小さくても輝く鳴沢村」が実現できると考えております。

さて、ここでロードレース大会について触れさせていただきます。昨年10月16日に第2回富士・鳴沢紅葉ロードレース大会を開催し、2,248名のエントリーがございました。大会前日までの天候不良により、コースを含めた会場の状況は余りよくなかったものの、運営全般に関して、参加者から非常によかったとの評価をいただいたところであり、大いに鳴沢村のアピールにつながったと考えております。これも、ひとえに議員

各位をはじめとした関係者や、多くのスタッフの協力があつてこそその結果であり、この場をお借りしてスタッフのご協力に感謝を申し上げます。引き続き鳴沢村のアピールのため、本年度についても、10月21日に実施を予定しております。

終わりに、議員の皆様をお願い申し上げます。

人口減少対策や景気対策など、鳴沢村の解決していかなければならない課題が多々ありますが、それらを解決していくには、議員の皆様のご協力は不可欠なものであります。多くの自治体で議会と首長との対立があり、行政推進自体がままならない例が見受けられます。議員も首長も、ともに選挙という民意で選ばれておりますので、その対立構図を一概に否定することはできませんが、鳴沢村においては、ともに住民の皆様の声に十分耳を傾けながら、議会、執行部ともに、地域の課題解決のために協力していくことが望ましい姿であり、そうありたいと考えております。

以上、重ねて、議員の皆様方のご協力を切にお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 以上で、村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの5日間と決定しました。

◎日程第4 報告第1号鳴沢村第2次障害者計画の策定について

議長（三浦利雄君） 日程第4、報告第1号鳴沢村第2次障害者計画の策定についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 報告第1号鳴沢村第2次障害者計画の策定についてご報告いたします。

障害者基本法第11条の3の規定により、市町村は、障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務づけられ、また、同条の8により、議会に報告することとされています。

計画の策定に当たりましての委員構成は、社会福祉協議会長、議会議長、身体障害者福祉会正副会長、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生児童委員会会長ほか計13名で構成され、平成24年3月2日に策定委員会を開催し、同日に全員賛成で承認していただきました。

今回の計画は、平成24年度から平成29年度までの6年間の計画で、第2次の計画となり、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画と併せて策定することになりました。計画の趣旨は、少子高齢化や核家族化の進行、複雑、多様化する社会情勢等による著しい変化に加え、障害のある人の増加や、障害程度の重度化・複雑化が進む中で、国の障害者制度改革に向けた新たな動きや、これまでの取り組みの成果等を踏まえ、新たな計画を策定することで、障害者の自立や社会参加に向けた施策の一層の推進を図る内容となっています。

計画の策定に当たり、地域における障害のある人の実情や課題、今後の意向を把握し、意見を計画に反映させることを目的に、身体、知的、精神の各障害のある人143人を対象にしたアン

ケート調査を実施しました。

前回の計画からの主な変更は、啓発活動の推進、交流機会の促進、療育機能の充実、企業等に対する障害者雇用の働きかけ、防災体制の確立などを充実したものです。

以上で、報告第1号についての報告を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第1号の報告を終了いたします。

◎日程第5 議案第1号鳴沢村公共施設修繕基金条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第5、議案第1号鳴沢村公共施設修繕基金条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 議案第1号鳴沢村公共施設修繕基金条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

村公共施設の多くが、その建設から長い年月が経過し、今後、多額の修繕費が見込まれることから、それらの修繕に係る財源に充てるため、新たに鳴沢村公共施設修繕基金を設置するものであります。

議案の2枚目をごらんください。

第1条設置の目的として、公用または公共用に供する施設の修繕に係る資金に充てるため、鳴沢村公共施設修繕基金（以下「基金」という）を設置する。

第2条積立てとして、基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

第3条管理として、第1項、基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

第4条運用収益金の処理として、基金の運用から生ずる収益は、鳴沢村一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第5条繰り替え運用として、村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条処分として、基金は、第1条の目的以外には処分することができない。

第7条委任として、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

付則として、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。今定例会に提出しております議案第10号平成23年度一般会計補正予算第5号及び議案第16号平成24年度一般会計予算に計上してありますが、道の駅なるさわ及びなるさわ富士山博物館の施設貸付料を原資として積み立てを行い、今後見込まれる公共施設修繕の財源とするものであります。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第2号鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (三浦利雄君) 日程第6、議案第2号鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長 (渡辺一博君) 議案第2号鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

この条例は、平成3年に施行し、多年にわたり鳴沢村に居住して満100歳に達した者で、村の発展に貢献した高齢者に対し、その長寿を祝福し、併せて敬老思想の高揚を図ることを目的に、鳴沢村に引き続き20年以上居住する者で、住民基本台帳法の規定により登録されている者及び外国人登録法の規定により登録されている者で、年齢満100歳に達した者に祝い金を支給

するものであります。

受給対象者につきましては、外国人登録法の廃止に伴う条文の改正と、居住していない者を受給対象としないことを明確にし、老人福祉法による老人福祉施設以外の施設入所が想定されるため、支給対象外の施設入所を老人福祉法の施設だけでなく、介護保険法による施設等も対象外とするため、鳴沢村100歳長寿祝金支給条例の一部の改正をお願いするものであります。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第3号鳴沢村高齢者厚生年金支給条例の

一部を改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第7、議案第3号鳴沢村高齢者厚生年金支給条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 議案第3号鳴沢村高齢者厚生年金支給条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

この条例は、昭和55年に施行し、鳴沢村の発展に貢献した高齢者に年金を支給することにより年長者を慰労し、その余生を和楽に送らしめることを目的に、毎年9月15日現在において本村に居住し、かつ過去15年以上鳴沢村に住所を有した74歳以上の者に高齢者厚生年金を支給するものであります。

1ページをごらんください。

受給者の資格につきまして、基準日を9月15日となっておりましたが、支給処理が間に合わないため、9月1日に改正し、支給年齢を75歳からとします。

また、居住していない者を受給対象としないことを明確にし、老人福祉法による老人福祉施設以外の施設入所が想定されるため、支給対象外の施設入所を老人福祉法の施設だけでなく、介護保険法による施設等も対象外とするものであります。

年金の額につきましては、支給対象年齢が75歳以上となるため、75歳未満の区分は削除となります。

2ページをごらんください。

第2条の改正により、別表が削除となります。

現行条例では、平成24年度は74歳以上の者に支給し、平成25年度以降は75歳以上の者に支給することになっているた

め、経過措置として、平成24年度の支給につきまして、第2条中75歳とあるのを74歳と読み替えて、年1万円を支給するものであります。

以上のとおり、高齢者厚生年金支給条例の一部の改正をお願いするものであります。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第4号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第8、議案第4号鳴沢村公共物管理条例

の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長（渡辺千秋君） 議案第4号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

山梨県道路法施行条例が本年2月に改正され、本年4月1日より施行されることに伴い、県条例に準じ、道路法の適用を受けない道路の使用料について、所要の改正を行う必要があるものでございます。

具体的には、本条例中、使用料等を規定している別表の改正となっておりますが、議案3枚目をご覧ください。

表中、上段より4段目の左側の柱類、1本につき1年の額として、第1種電柱を530円から「460円」、第2種電柱を820円から「700円」、第3種電柱を1,100円から「950円」、第1種電話柱を480円から「410円」、第2種電話柱を760円から「650円」、第3種電話柱を1,000円から「900円」、その他の柱類を48円から「41円」に。

共架電線その他上空に設ける線類及び地下電線その他地下に設ける線類を、長さ1メートルにつき1年の額として、それぞれ5円から「4円」、3円から「2円」に。

広告塔を、表示面積1平方メートルにつき1年の額として、1,000円から「990円」に。

管類を外径の区分に応じ、長さ1メートルにつき1年として、上段から20円から「17円」に、29円から「25円」に、43円から「37円」に、57円から「49円」に、86円から「74円」に、110円から「98円」に、200円から「170円」に、290円から「250円」に、570円から

「490円」にそれぞれ改めるものでございます。

また、付則として、本条例の施行期日を本年4月1日とするものであります。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第5号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第9、議案第5号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 議案第5号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

村道に係る占用料は、県道に係る占用料等地域の実情を考慮してその額を定めているため、県道に係る占用料等が本年2月に改正され、4月1日より施行されることに伴い、鳴沢村道路法施行条例の改正を行う必要があるものでございます。

具体的には、本条例中、占用料の額を規定している別表の改正となっております。

議案3枚目をご覧ください。

表中、法第32条第1項第1号に掲げる工作物のうち、第1種電柱から地下に設ける電線その他の線類までは、鳴沢村公共物管理条例と同様の改正であります。

続いて表中、上から11行目、路上に設ける変圧器を、1個につき1年の額として470円を「400円」、地下に設ける変圧器を占有面積1平方メートルにつき1年の額として290円から「250円」、変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所並びに郵便差出箱及び信書便差出箱を1個につき1年の額としてそれぞれ950円から「820円」、400円から「340円」に。

広告塔を表示面積1平方メートルにつき1年の額として1,000円から「990円」。

その他を占有面積1平方メートルにつき1年の額として950円から「820円」。

法第32条第1項第2号に掲げる物件、上下水道管等ではありますが、鳴沢村公共物管理条例と同様の改正であります。

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設、占有面積1平方メートルにつき1年の額として950円から「820円」。

法第32条第1項第5号に掲げる施設、占有面積1平方メートルにつき1年の額として、地下街及び地下室の階数が2のものを、近傍類似の土地の時価に乗じる数値を0.006から「0.007」に、上空に設ける通路を510円から「490円」に、地下に設ける通路を310円から「300円」に、その他を950円から「820円」に。

法第32条第1項第6号に掲げる施設、占有面積1平方メートルにつき1月の額として、その他を100円から「99円」。

政令第7条第1号に掲げる物件、看板、一時的に設けるものを表示面積1平方メートルにつき1月の額として100円から「99円」、その他を表示面積1平方メートルにつき1年の額として1,000円から「990円」、標識を1本につき1年の額として760円から「650円」、旗ざおのうち、祭礼、縁日、その他の催しに際し、一時的に設けるもの以外を1本につき1月の額として100円から「99円」、幕の内、祭礼、縁日その他催しに際し、一時的に設けるもの以外をその面積1平方メートルにつき1月の額として100円から「99円」、アーチ1基につき1月の額として車道を横断するものを1,000円から「990円」、その他を510円から「490円」。

政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料並びに政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設を、占有面積1平方メートルにつき1月の額としてそれぞれ100円から「99円」、95円から「82円」。

次に、近傍類似の土地の時価に乗ずる数値の改正であります。

政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場、占有面積1平方メートルにつき1年の額として、建築物を0.018から「0.02」、その他を0.0

13から「0.014」。

政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物、占用面積1平方メートルにつき1年の額として、上空、トンネルの上、または高架の道路の路面下に設けるものを0.018から「0.02」、その他を0.025から「0.028」。

政令第7条第9号に掲げる器具を、占用面積1平方メートルにつき1年の額として0.025から「0.28」。

政令第7条第10号及び第11号に掲げる施設を、占用面積1平方メートルにつき1年の額として、上空、トンネルの上、または自動車専用道路の路面下に設けるものを0.018から「0.02」、その他を0.025から「0.028」にそれぞれ改めるものでございます。

また、付則として、本条例の施行期日を平成24年4月1日とするものであります。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第10 議案第6号鳴沢村税条例の一部を改正する
条例を定める件**

議長(三浦利雄君) 日程第10、議案第6号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長(三浦寿得君) 議案第6号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第115号)並びに東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関する地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)が平成23年12月2日に公布されたこと、また、地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第120号)が平成23年12月14日に公布されたことに伴い、関連する鳴沢村税条例につきまして、所要の改正が必要になったためであります。

主な改正点は、第1に、村たばこ税の税率の改正であります。平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこにかかる村たばこ税の税率を、1,000本につき644円引き上げるものであります。また、旧三級品の紙巻きたばこの税率

を、1,000本につき305円引き上げるものであります。この措置に伴い、県たばこ税が同額引き下げられることとなりました。

第2点目は、平成25年から支払われる退職所得の分離課税にかかる所得割について、その所得割の額から、その10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止するものであります。

第3点目は、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の標準税率に500円を加算し、3,500円とするものであります。

第4点目は、東日本大震災に係る雑損控除等の特例に関する字句の整理であります。

それでは、鳴沢村税条例の改正内容についてご説明いたします。

1枚めくって、1ページをご覧ください。

条例の改正は、新旧対照方式を採用しており、左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。改正部分につきましては、それぞれアンダーラインで示しておりますのでごらん願います。

第95条たばこ税の税率につきましては、4,618円を「5,262円」と改めます。

付則第9条村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等につきましては、削除いたします。

付則16条の2たばこ税の税率の特例につきましては、第1項中2,190円を「2,495円」と改めます。

付則第22条東日本大震災に係る雑損控除等の特例につきましては、第1項中「この条において」を「この項において」に、「)については、」を、「)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)につ

いて」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に、「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改めます。また、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項といたします。また、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とするものであります。

次に、付則に1条追加し、付則第24条を新設し、個人の村民税の税率の特例等を規定いたします。

同条第1項におきましては、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の標準税率に500円を加算し、3,500円とするものであります。

同条第2項においては、前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用について、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」と改めるものであります。

続きまして、附則について説明いたします。4ページをごらんください。

附則第1条により、施行期日を規定いたします。

この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

同条第1号において、附則第9条の改正規定及び次条の規定を平成25年1月1日から施行いたします。

同条第2号において、第95条の改正規定、附則第16条の2

第1項の改正規定及び附則第3条の規定を平成25年4月1日から施行いたします。

次に、附則第2条により、村民税に関する経過措置について規定いたします。平成25年から退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止しますが、平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等の分離課税に係る所得割については、なお従前の例によることといたします。

次に、附則第3条により、村たばこ税に関する経過措置について規定いたします。平成25年4月1日から村たばこ税の税率が引き上げられますが、平成25年4月1日前に課税した、または課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例によることといたします。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「暫時休憩」の声あり）

議長（三浦利雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

議長（三浦利雄君） 再開いたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第11 議案第7号鳴沢村特別会計設置条例の一部を
改正する条例を定める件**

議長 (三浦利雄君) 日程11、議案第7号鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長 (佐藤政中君) 議案第7号鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

この条例は、特別会計事業の実施を目的に、各特別会計を設置するための条例でございます。

その特別会計の老人保健特別会計での老人保健制度は、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度へ移行しておりますが、老人保健制度での医療機関における診療報酬請求に係る消滅時効が、平成23年3月までの3年間であったこと、消滅時効の中断が生じている場合もあることから、平成23年度以降の老人保健特別会計の設置義務はありませんでしたが、継続して設

置をしていたわけでございます。

しかし、今年度、当該費用の支出もなく、今後支出も見込まれないことから、老人保健特別会計を廃止し、鳴沢村特別会計設置条例の一部改正をお願いするものであります。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第8号鳴沢村公民館条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第12、議案第8号鳴沢村公民館条例の

一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育長。

教育長（小林三郎君） 議案第8号鳴沢村公民館条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による法改正により、公民館運営審議会の委員の任命基準が条例に委任されることに伴い改正するものです。

改正内容は、条例中に委任の任命基準について、社会的見地からの適任者へ委嘱する項を加えるものです。

社会教育法上、公民会運営審議会は必要に応じて設置することができる規定となっており、当村では公民館数が少ないため設置されておきませんが、法改正にあわせて整備するものです。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第 1 3 議案第 9 号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

議長 (三浦利雄君) 日程第 1 3、議案第 9 号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長 (佐藤政中君) 議案第 9 号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件についてご説明申し上げます。

これは、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、山梨県市町村総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体との協議を行うに当たっては、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を得る必要があるためのものです。新たに組合立一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する事務が加えられるものです。笛吹市境川町に建設予定の一般廃棄物最終処分場の事業主体を市町村総合事務組合が行うため、規約の一部を改正するものです。

1 ページをごらんください。

改正前の第 3 条中、下から 4 行目、3 号の次に 4 号組合立一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する事務を加えるもので

す。

この追加のため、改正前、下から2行目の、4号を5号とし、2ページの5号から3ページの10号までを1号ずつ繰り下げるものです。

次に3ページ10行目の別表第2、共同処理する事務の1段目の「第3条第1号から第3号まで」を「第3条第1号から第4号」までに改め、2段目の「第3条第4号及び第8号」を、「第3条第5号及び第9号」に改めるものです。

4ページをごらんください。

2段目の「第3条第5号、第7号及び第10号」を、「第3条第6号、第8号及び第11号」に改め、3段目の「第3条第6号」を「第3条第7号」に改めるものです。

5ページをごらんください。

2段目の「第3条第9号」を「第3条第10号」に改めるものです。

この規約は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第14 議案第10号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)

◎日程第15 議案第11号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

◎日程第16 議案第12号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第17 議案第13号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算(第2号)

◎日程第18 議案第14号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第19 議案第15号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(三浦利雄君) 日程第14、議案第10号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)から、日程第19、議案第15号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第10号平成23年度鳴沢村一般会計補

正予算（第5号）から、議案第15号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成23年度の一般会計並びに特別会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに総額1億4,402万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を26億2,934万3,000円とするものであります。

歳出の概要につきましては、中山間地域総合整備事業工事費の負担金1,250万円、公共施設修繕基金積立金2,650万円などのほか、年度末までに見込まれる不用額の減額で、これらに要する財源として地方交付税7,389万1,000円、村税3,915万円、ゴルフ場利用税交付金等の各種交付金2,081万8,000円などを見込み、その差額相当額の2億820万1,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、中山間地域総合整備事業180万円、村道改良事業2,417万8,000円、消防施設等整備・管理事業235万2,000円、水道整備事業499万3,000円の4事業、計3,326万3,000円を平成24年度へ繰り越すものであります。

以上で、議案第10号から議案第15号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第15号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することといたします。

- ◎日程第 2 0 議案第 1 6 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計予算
- ◎日程第 2 1 議案第 1 7 号平成 2 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- ◎日程第 2 2 議案第 1 8 号平成 2 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- ◎日程第 2 3 議案第 1 9 号平成 2 4 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- ◎日程第 2 4 議案第 2 0 号平成 2 4 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- ◎日程第 2 5 議案第 2 1 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（三浦利雄君） 日程第 2 0、議案第 1 6 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計予算から、日程第 2 5、議案第 2 1 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 1 6 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計予算から、議案第 2 1 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 1 6 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額 1 6 億 7, 5 2 3 万 2, 0 0 0 円で、前年度比、マイナス 1. 6 %、2, 7 5 9 万 2, 0 0 0 円の減となっております。

長引く景気の低迷により、村税収入をはじめとする経常一般財源が引き続き減少傾向にあります。可能な限り、国、県支出

金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。

主要事業といたしましては、河口湖南中学校校舎改築工事分担金6,994万1,000円、老朽化が進む公共施設修繕の将来的な財源とするための公共施設修繕基金積立金2,700万円、昨年3月11日に発生しました東日本大震災を受けて強化する防災対策事業の1,000万円弱の増額などで、これらに要する財源として、村税7億4,138万7,000円、地方交付税3億456万円、県支出金1億3,767万2,000円などを見込んでおります。

また、債務負担行為として、山梨赤十字病院及びデイサービスセンターなどの債務負担行為を設定しております。

なお、本年2月に村長選挙が執行されたことにより、村道改良事業などをはじめとした政策的な予算の一部については、今回予算計上を見送っており、年度中の補正予算で改めて予算計上させていただく予定でございます。

続いて、議案第17号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から、議案第21号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして、6億9,362万4,000円で、マイナス1.3%、909万7,000円の減となっております。

引き続き、歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご支援を賜りたいと存じております。

以上で、議案第16号から議案第21号までの6件についての提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第21号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することといたします。

議長（三浦利雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月13日から15日までの3日間、休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月13日から15日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は3月16日午後3時20分から再開いたします。本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年3月12日

議会議長

署名議員

署名議員

平成24年3月16日再開

1、出席議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、欠席議員

なし

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告（一部事務組合議会報告）
日程第3 議案第10号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算
（第5号）
日程第4 議案第11号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算（第4号）
日程第5 議案第12号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第13号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計
補正予算（第2号）

- 日程第 7 議案第 14 号平成 23 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 15 号平成 23 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 16 号平成 24 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 10 議案第 17 号平成 24 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第 11 議案第 18 号平成 24 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第 12 議案第 19 号平成 24 年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第 13 議案第 20 号平成 24 年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第 14 議案第 21 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算
- 日程第 15 一般質問
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査の件

再会 午後 3 時 2 0 分

議長（三浦利雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 115 条の規定により、佐藤博水君、小林昭一君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

はじめに、本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 本日開催いたしました議会運営委員会について、ご報告申し上げます。

本日、午後 1 時より、議員控室において委員会を招集いたしました。出席者は委員 5 名全員と議長、職務のために議会事務局長、そして書記の出席がありました。

審議した内容は、今定例会での一般質問の取り扱いについてであります。

既に皆様のお手元に配布してある通告書の写しのとおり、今回は 6 人、13 件の一般質問が議長へ通告されております。

その中で、小林茂澄議員から、「日本広販ゴルフ場の開発跡地について」の通告がございますが、皆さんご承知のとおり、昨日の予算決算常任委員会閉会后に、村長より、この問題に対す

る現在の対応についての説明がありました。このことを受けまして、この通告の取り扱いの協議を行いました。

協議の結果、小林茂澄君が通告した「日本広販ゴルフ場の開発跡地について」の取り扱いは、本人の申し出のとおり取り下げることにより了解し、小林茂澄君におかれましては、議長へ取り下げの申し出を行いました。

以上で、本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、平成23年第4回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

12月26日月曜日、13時30分より招集され、第4回定例会議会が行われました。

出席者は議員17名と、会議事件説明のために執行部2名の出席がありました。

決定された事項ですが、会期は26日の1日間と決定されました。

会議事件は2件で、内容としましては、委員会の所属について、富士河口湖町小立地区所属の議員2名交代のため、総務・入会権対策の各委員会への所属が決まりました。

職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて、いずれも原案のとおり可決されました。

その他としまして、会議後に、道路公社の高井部長から、富士山5合目第2駐車場のトイレ建屋改修工事、処理施設建設工事、発電機室改修工事の説明がありました。これは、処理能力を1

日3, 000人から1日1万5, 000人に上げるためのものです。工期は、平成23年12月末から平成24年6月末までです。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会、3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

2月21日、22日、2日間、平成24年第1回定例会が行われました。

議員18名と、会議事件説明のために代表理事堀内茂君をはじめ、事件説明のために執行部20人の出席がありました。

会議事件は、選任第1号富士五湖広域行政事務組合常任委員の補欠選任について。富士河口湖町で議員の改選のため、渡辺喜久男氏と外川正純氏が選任されました。

報告第1号専決処分の報告について、富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について、これは人事院勧告に伴うものでございます。

議案第1号平成24年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算、議案第2号平成24年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計予算、議案第3号平成24年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算、以上3案件は予算特別委員会に付託され、渡辺久男委員長のもとで審議され、原案のとおり可決されました。

議案第4号平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における富士五湖広域行政事務組合職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正について、議案第7号山梨県市町村

総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第8号平成23年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）、以上3案件については総務委員会に付託され、勝又米治委員長のもとで審議され、原案のとおり可決されました。

議案第5号富士五湖広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について、議案第6号富士五湖広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、以上2案件については消防委員会に付託され、渡辺久男委員長のもとで審議され、原案のとおり可決されました。

以上8案件は本会議で委員長報告があり、認定され、議決されました。

議案第9号富士五湖広域行政事務組合監査委員の選任について。任期満了に伴い、忍野村内野402番地、後藤義長氏と、鳴沢村2737番地、渡辺雄司氏が選任されました。

議案第10号富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任について。任期満了に伴い、富士吉田市下吉田3397番地、小泉博茂氏が選任されました。

以上で、富士五湖広域行政事務組合議会の報告とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 青木が原ごみ処理組合議会、2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

2月16日午後3時より招集され、平成24年第1回定例会が行われました。

議員12名と、会議事件説明のために青木が原ごみ処理組合管理者渡邊凱保富士河口湖町長をはじめ、事件説明のために執行

部 8 人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 16 日 1 日間と決定されました。

会議事件は 1 件で、内容としましては、平成 24 年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算について行われ、予算額 1 億 5, 174 万 7, 000 円となり、主な歳出予算の大項目は、可燃物処理施設解体工事予定額 1 億 899 万円です。

いずれも原案のとおり可決され、最後に、1 名の一般質問が行われました。

以上で、青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 青木ヶ原衛生センター議会、1 番 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

平成 24 年 2 月 16 日 13 時 30 分より招集され、平成 24 年青木ヶ原衛生センター議会定例会が行われました。

出席者は議員 12 名と、会議事件説明のために渡辺孝所長を初め執行部 7 人の出席がありました。

本会議における会議事件は 3 件で、まず会議録署名議員の指名があり、会期が 16 日から 1 日間と決定されました。

次に、議案第 1 号平成 24 年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算の議定の件で、歳入歳出それぞれ 4, 887 万 8, 000 円で、原案のとおり可決され、閉会しました。

以上で、青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、8 番 小林茂澄君。

8 番（小林茂澄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会について

の報告をさせていただきます。

平成24年2月17日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員25名と、会議事件説明のために広域連合長・堀内茂氏をはじめ、事件説明のために執行部11名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が2月17日のみの1日限りと決定しました。

会議事件は、議案第1号山梨県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について。平成19年に策定された第1次広域計画を補完するもので、平成27年度までの4年間とするもので承認されました。

次に、議案第2号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。平成24年、25年度における保険料率及び賦課限度額の改定のため、また、保険料の賦課の特例措置を継続するための条例の改正をするもので承認されました。

次に、議案第3号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について。保険料を軽減する財源に充てるため、また、期間の延長を図るための条例改正で承認されました。

次に、議案第4号平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について。老人福祉費の不用額181万8,000円を予備費にするもので承認されました。

次に、議案第5号平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。国庫支出金の増などにより、歳入歳出にそれぞれ4億805万2,000円を増額し、それぞれ900億1,842万4,000円となり承認されました。

次に、議案第6号平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億315万3,000円とするもので承認されました。

次に、議案第7号平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ928億5,406万3,000円とするもので承認されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第10号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）

◎日程第4 議案第11号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

◎日程第5 議案第12号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第13号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第14号平成23年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第8 議案第15号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（三浦利雄君） 日程第3、議案第10号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、日程第8、議案第15号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算

常任委員長 田中 稔君。

予算決算常任委員長（田中 稔君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第10号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、議案第15号平成23年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号から議案第15号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第10号から議案第15号までの6件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、議案第10号から議案第15号までの6件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第9 議案第16号平成24年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第10 議案第17号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第11 議案第18号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第12 議案第19号平成24年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第13 議案第20号平成24年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第14 議案第21号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（三浦利雄君） 日程第9、議案第16号平成24年度鳴沢村一般会計予算から、日程第14、議案第21号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 田中 稔君。

予算決算常任委員長（田中 稔君） 今定例会におきまして、予算

決算常任委員会に付託された議案第16号平成24年度鳴沢村一般会計予算から、議案第21号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計6議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月13日及び14日並びに15日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、十分に予算執行に活かされますよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号から議案第21号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第16号から議案第21号までの6件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、議案第16号から議案第21号までの6件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第15 一般質問

議長（三浦利雄君） 日程第15、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの防災対策についての質問を許します。6番渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 防災対策につきまして、総務課長に質問させていただきます。

震災から1年が経過しましたが、いまだに地震が頻繁に発生し、村民の災害に備える防災意識は高まっております。村民の生命・財産を守ることが重要課題であり、防災に関して質問いたします。

災害時に使用する消火栓のホースは、使用時の破裂を防ぐために、消防法で、製造後10年以上経過した消火栓ホースについては、3年ごとにホースの耐圧試験を実施しなければならないとあります。

消火栓ホースの総本数と耐圧試験、更新計画について説明をお願いします。また、消防自動車の更新計画についても説明をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 渡邊政司議員の質問について、お答えします。

現在、鳴沢村で所有している消火栓は143ヶ所、ゴムホースは約580本あります。

消防法で規定されている消火栓のホースは、学校、病院、工場などの防火対象物に設置する屋外消火栓であり、鳴沢村で所有している村内にある消火栓は対象外です。

現状では、管理している消防団からの水漏れや破損などの報告により、ホースを購入しており、本年度も12本消防ホースを購入しました。

また、ホースの更新計画ですが、来年度以降も消防団の点検報告をもとに交換していく予定でいます。平成22年度より、鳴沢村で管理しているゴムホースについては整理し、更新時期を明確にできるように台帳整備しております。

2番目の消防自動車の更新計画についてですけれども、現在の大型消防車両は購入から25年以上経過し、不具合も出てきています。消防車両については、現在ある中型ポンプ5トンの購入に約2,000万円の費用がかかりますので、導入時期等については、状況を見ながら今後検討していきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 鳴沢村の中にも、小学校や保育所等あります。そちらの消火栓ホースの管理について説明をお願いします。

また、台帳で管理しているという回答をいただきましたけれども、台帳で管理しているホースの更新期間についても説明をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 小学校は屋内消火栓7ヶ所ありまして、

平成20年に交換しております。それで、10年以上超えたホースはありません。また、総合センターも同様に消火栓が4ヶ所あります。これも平成20年に交換しております。

交換の時期ですけれども、今言いましたように、消防団の点検に基づいて報告があったものについて、その都度替えた時期についての入力等で管理をするようにしております。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 報告ありがとうございます。

消防車両についてですけれども、大型車両で25年経過したということですが、大型のいすゞにつきましても、鳴沢、大田和のどちらでしょうか。また、金額についてもわかりましたら説明をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 鳴沢が昭和61年、大田和が昭和62年に購入しております。大型の見積もりについてはちょっと把握しておりません。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 災害発生時に支障が出ないように、計画的な管理、更新をぜひお願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、文化財・天然記念物の保護対策についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 文化財・天然記念物の保護対策について、教育長に質問させていただきます。

6月の一般質問での回答では、教育長より、村の貴重な文化財を保護することは大変重要なことであり、現地調査、有識者の意見を伺い判断する等の前向きなご回答をいただきました。

今後、富士山が文化遺産登録されることにより、今まで以上に

多くのエコツアー客が訪れることが予測されます。文化財・天然記念物の保護対策について、回答をお願いいたします。

現地調査、有識者の意見に基づいて、平成23年度に取り組んだ内容と平成24年度実施する保護対策について、回答をお願いいたします。

また、村の文化財、特に天然記念物の洞窟や噴火口等についての特徴や歴史を調査記録した教育資料はありますか、説明をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

平成23年度に取り組んだ内容としましては、昨年7月2日に教育委員会で、村の文化財保護指導員の同行により大室山周辺洞窟群の視察を行いました。感想としては、各洞窟は保全されていると感じましたが、また別の方の視点からすると、細かい意見があるかと思えます。

その後、教育委員会の中で意見をまとめた結果、これらの洞窟群は人里から離れた場所にあり、利用者は善意の人たちばかりとは限らないと思われしますので、開放することは管理が難しく、観光として広めていくことは障害があると思われ、保全を優先すべきとの結論でした。問題は、どのように保護していくべきかということだと思えます。監視するとしても、方法が難しいところです。

平成24年度には、鳴沢村の文化財保護指導員の任期により交代が予定されているため、新しい保護指導員研修のため、新保護指導員に同行していただき、これらの洞窟群の視察を実施して、活動を引き継いでいければと考えております。また、必要に応じて有識者の方に洞窟群の現状を判断していただきたいと考えております。エコツアーにより入洞している団体に対して

は、ガイドライン厳守と入洞報告のお願いを続けていく考えで
おります。

次に、文化財に関する特徴や歴史を調査記録した教育資料があ
るかという質問ですが、山梨県教育委員会が平成8年に発行し
ました、山梨県天然記念物緊急調査報告書があり、これは、天
然記念物などの重要な地質や地形がどこにあるかを正確に把握
して、開発等により消失することがないように、保護対策を目
的とした資料であります。

この中に、大室山周辺の洞窟群が記載されており、各洞窟の名
称、所在地、特徴や現況が地質・鉱物資料により、各専門学者
の学術的な観点から解説をされております。

ただ、教育用としての資料ではなく、業務用の資料となってお
ります。また、村内の他の身近な文化財につきましては、「な
るさわの小さな旅」と題した村落地区の神社等を解説したウォ
ーキングマップ等の冊子があります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 細かいご説明、ありがとうございます。前向
きに検討していただけるということなので、ぜひよろしくお願
いいたします。

文化財の保護につきましては、文化財の価値を知るところから
始まると思います。文化財の価値を子どもたちに教えて、郷土
を愛する気持ちをはぐくんでいただきたいと思います。ぜひよ
ろしくお願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、国道139号鳴沢地内道路整備につ
いての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 国道139号鳴沢地内道路整備について、振

興課長に質問いたします。

渋滞が慢性化している富士吉田市内の国道138号上宿交差点から富士見公園前交差点2.6キロの拡幅工事が、国土交通省が来年度に新規着手する直轄事業に選ばれたと新聞報道がありました。関連性があるのかわかりませんが、鳴沢村の今年の予算で、国道139号鳴沢地内道路整備促進期成同盟会が予算計上されております。

国道139号鳴沢地内道路整備促進期成同盟会は、どのような目的で、いつ設立したのでしょうか。また、内容についても説明をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

国道139号線鳴沢地内道路整備促進期成同盟会は、富士北麓地域と静岡県を結ぶ幹線道路、国道139号の週末及び観光シーズンの観光客等による交通量の増加に伴う渋滞解消と、災害時における避難・輸送道路としての役割を確保するため、国道139号鳴沢村地内の4車線化整備を促進することを目的として、平成23年8月12日に設立しました。

山梨県道路整備課の指導により、国道139号の交差点等の部分的整備を要望していく中、結果的に4車線化を実現していくということで、国道139号鳴沢村地内道路整備促進期成同盟会という名称にいたしました。

内容につきましては、山梨県道路整備期成同盟会に加入し、国土交通省並びに関係各方面に対する請願、陳情を行い、事業の促進を図り、目的を達成するための必要な調査、宣伝普及を行う予定であります。

現在、役員は富士河口湖町長、町議会議長、鳴沢村長、村議会議長、富士河口湖町都市整備課長、私、鳴沢村の振興課長の合

計6名ですが、今後、近隣市町村への役員の拡充も検討しております。

また、甲府笛吹富士河口湖富士吉田線促進期成同盟会に鳴沢村も加入しております。その中で、若彦トンネルから鳴沢村国道139号へ接続するための路線整備の要望も行っております。これらを絡めて、富士河口湖町と歩調を合わせ、今後計画していきたいと考えております。

ただし、期成同盟会を設立してから事業採択までには長い期間が必要となります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 説明ありがとうございます。

具体的には、4車線化ということで動いているようですが、場所はどこからどこの4車線化を考えているのでしょうか、お願いいたします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 一応鳴沢村地内ということですので、鳴沢村の今の4車線が終わっているところから、紅葉台のところまでということを考えております。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 防災上、4車線化も必要だという回答をいただきましたけれども、防災上は複数の避難道路があったほうがよいとも思います。バイパス化のお考えというのはないのでしょうか。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 今のところ、具体的にバイパス等の考えはありません。それよりも、今の国道139号の拡幅等により整備し、渋滞解消ということを考えております。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 以前、30年ほど前なんですけれども、バイパス化の計画がありまして、説明会の際に、村民から要望をまとめ切れなかったために中止になったという経緯があります。村民の意見や要望を聞いて、ぜひとも進めていただきたいと思います。

以上です。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 政司議員のバイパス化ですが、あの当時のバイパスの計画は、高架橋で上というか、今の富士学苑のグラウンドの辺を通るという計画であり、村道との交差が3ヶ所ぐらいで、あとは高架橋でトンネルになるというような計画で、それで、村民の皆さんがそれでは困るということで、計画が中止になった経緯を聞いております。私も、バイパスではそのような交差点がなければ、今の村道との出入りが難しいというようなことで、今の国道を4車線化がいいんじゃないかと考えております。それが無理のようなら、また皆さんのお話を伺って、バイパスも視野に入れなければと考えているところです。

以上です。

議長（三浦利雄君） これにて、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、小林昭一君からの山梨県消防協会の使途不明金についての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 山梨県消防協会の使途不明金について、総務課長にお尋ねをいたします。

平成23年12月に、財団法人山梨県消防協会の使途不明金問題が発覚し、それ以後、新聞紙面では特集が掲載されるなどされています。地域の安全・安心のために活動する消防団員のた

めの福祉に関し、このようなことが起こったことは大変遺憾です。

紙面ですと、不明金の総額は約1億400万円にのぼるようですが、鳴沢村の被害はどのくらいですか。また、村としての今後の対応をお聞かせ願います。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 小林昭一議員の質問について、お答えします。

山梨県消防協会の福祉共済事業に係る使途不明金は、消防団員の福祉共済掛金の日本消防協会への未納額が約5,600万円、実際に福祉共済の対象となるけが等を負った団員への給付金の未納額が約2,100万円、市町村への事務費、返礼金未納額約2,600万円などが主な使途不明金の内訳となっています。

鳴沢村分の消防団福祉共済掛金は、山梨県消防協会から日本消防協会へ納付されておりますが、平成13年度より平成23年度までの福祉共済事務費返還金及び福祉共済返戻金の合計17万9,680円が納入されておられません。

現在、山梨県消防協会では第三者委員会を開催し、組織・業務のあり方を見直すとともに、不明金については、3月13日時点で山梨県警が捜査に着手し、刑事告訴や損害賠償請求などを行う方針で検討しているとのことでした。

鳴沢村としては、福祉共済事業自体は、日本全国の消防団員のうち約98%の86万人が加入しており、消防団員の死亡等の事故はもちろん、団員が活動以外で15日以上入院しても対象となるなど、消防団員にとっては手厚い福祉共済となっていることや、日本消防協会の規約上、山梨県消防協会を通さないと日本消防協会に納付できないことも考慮した上で、加入を継続するために、平成24年度も32万円予算計上してあります。

鳴沢村分未納額については、ほかの市町村と歩調を合わせて、山梨県消防協会に対し返還請求をする予定でいます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） ありがとうございます。

ほかの市町村等の対応やいろんな方向性を考えながら、素晴らしい、いい対応をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

議長（三浦利雄君） 続いて、体育施設の利用状況、管理の方法についての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 体育施設の利用状況、管理の方法について、教育長にお尋ねをいたします。

日ごろより、村内の体育施設の維持管理、大変ありがとうございます。

さて、毎年の維持管理費は多額の金額ではないかと思いますが、各施設の村内、村外の利用状況、各施設の使用料、維持管理の方法について教えてください。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 小林昭一議員さんの質問にお答えいたします。

各施設の利用状況についてですが、平成21年度から平成23年度、今年度までの資料ごとに、その概要を申し上げます。

施設の中で最も利用回数が多いのは屋内テニスコート場で、年間380回から400回。続いて、武道館と村民体育館がほぼ同じくらいの利用回数で200回から250回。スポーツ広場が150回から160回。ジラゴンノ運動場が40回前後の利用回数です。体育施設合計では、1,000回から1,050回、年間の利用があります。

次に、村内、村外の利用者ということですが、村内、村外、それから民宿の利用者数の区分で調べてみました。村内が最も多く700回前後で、全体の65%から70%を利用しております。村外は35回前後で、パーセントで言うと3%前後です。民宿の利用者が300回前後利用しております、全体の約30%、そんな割合になっております。

次に、使用料について見ますと、村民体育館が最も多く、100万円から120万円。スポーツ広場が60万円から80万円。武道館が50万円から60万円。屋内テニスコート場が50万円前後。ジラゴンノ運動場が20万円から30万円。体育施設全体で、年間300万円前後の使用料となっております。

次に、維持管理についてですが、施設の管理につきましては、かぎの貸し出しは、勤労青年センターの管理人により、午前は8時から12時、午後は1時から5時、夜間は7時から10時、早朝は5時から8時、そんな区分で、使用後は清掃をしてもらって、かぎを返してもらい、管理人がチェックをしていただいております。

施設の維持管理としましては、鳴沢スポーツ広場のローラー掛け、これは委託で行っていますが、緊急雇用等の業者を利用しての体育施設周辺に除草剤の散布、これが5月ごろ。それから、スポーツ公園、旧噴水のあったところですが、この周辺に花植え作業、これが6月ごろ。それから、植木・芝の管理、高木・低木の剪定、高木は2年に一度行っております。これも委託で行っております。それから、スポーツ広場、ジラゴンノ運動場の整備、冬期の除雪作業、体育館のワックスがけ、武道館、テニスコート場の窓ガラス清掃、これも委託で行っておりますが、そういった作業があります。

それから、体育施設の維持管理費についてですが、平成21年

度が627万円余り、22年度が702万円余り、23年度、見込みですが576万円余り、およそ600万円から700万円ぐらいの経費がかかっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 維持管理のことについての時間別はお話をいただきましたが、施設の休みみたいなものはあるのでしょうか。また、そのとき管理人は、もし施設が休みであれば休んでしまっ、て、どういうふうな状態になるのかということも教えてください。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 基本的に月曜日を休みとしておりますが、日曜日、月曜日と休みということになってはいますけれども、日曜日に利用者が非常に、シーズンにもよりますけれども、多いので、ちょっと貸し出しを中止するということはできないので、実際には、日曜日も仕事をしており、勤務日ということになっておりますので、この日が貸し出しがないという曜日があれば、その日に休んでいただけのんですけれども、なかなか思うような休暇がとれないというのが実情であります。

以上です。

議長（三浦利雄君） 2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） ありがとうございます。今話を聞くと、休みがないということなので、例えば、冠婚葬祭等あった場合に、管理人が休みをとれないということになると、施設の管理上にも問題があると思うので、その点のフォローもあれば、また考えていただければと思います。

また、先ほど説明いただいた金額、稼働率の関係なり、それがいただければ、資料をまたいただきたいと思いますが、よろし

くお願いします。

以上です。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 管理人の休みがないというわけではなくて、交代で休んでもらっていて、ご存じのように夫婦でいてもらいますから、金次君と交代したり、施設は貸し出さないということはないんですが、管理人は休みもあったり、時間外もとったりしてやっているという状況です。

議長（三浦利雄君） これにて、小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、佐藤博水君から緊急地震速報を防災行政無線での伝達についての質問を許します。1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 緊急地震速報を防災行政無線での伝達について、総務課長にお伺いします。

東日本大震災から1年が経過しました。さきに山梨日日新聞社が県民にアンケートを行った結果、40%の方が震災で高まった意識を維持し、未曾有の災害で受けた衝撃が今も残り、特に、地域別では、富士北麓地域が45.2%もの方が高い防災意識を持ち、87.7%の方が大型地震の発生に最も不安を感じているとの報道がございました。

そこで、緊急地震速報が送られた場合、村の防災行政無線を活用して、自動で住民に即時周知をすることができるかどうか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 佐藤博水議員の質問についてお答えします。

緊急地震速報を防災行政無線に連動し放送することは、技術上可能となっており、既に対応した市町村もあります。鳴沢村の

機器は平成12年度に購入し、10年以上経過した古い機種のため、緊急地震速報に対応することができません。

機器を更新するためには、最低でも1億円ぐらいの多額の費用が必要となります。また、国の方針により、今後整備するものはデジタルとなりますが、アナログに比べ障害物に弱いため、電波を再送信する中継局の新規設置等が必要になるなど、仕様の検討、設計に時間を要するなどの事由により、早急に入れ替えを行うことができませんが、現在、機器入れ替えに向けて計画、検討しているところです。

そのほか、防災行政無線だけでなく、メールやテレビなどのさまざまな方法で住民に周知を行うことが重要だと思われれます。そのため、村で整備した光ケーブルを活用した周知方法など、現在検討しております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 大変お金がかかるということでございます。しかし、今、メールとか、あるいはテレビというようなことがございましたけれども、夜間寝ているときもあるわけでございます。わざわざそれは確認できないということもあるわけです。

大変金がかかってくることですが、順次、準備ということで、非常にありがたいと思っておりますけれども、富士山の噴火を含め、大規模地震の発生が危惧されております。東日本大震災の教訓を踏まえ、規模等の見直しも進んでいるわけでございますけれども、想定外の可能性も否めません。

1月28日には、県と富士五湖を震源とするマグニチュード5級の地震が立て続けに発生し、震度5弱が観測されているわけです。地震発生が何秒かでも事前にわかった場合には、個人個

人、おのおの、それぞれ対応ができる。大きな災害を最も最小限に抑えることができることがあると思います。ぜひ、本当に金がかかって大変でございますけれども、命はもっと大切だと思います。ぜひその辺も含めて、前向きな検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） これにて、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、小林茂澄君から農業用地など休耕地の活用についての質問を許します。8番 小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 農業用地などの休耕地の活用について、振興課長に質問いたします。

耕作放棄地や遊休農地の活用は、どのような方法を考えているのでしょうか。各地でさまざまな活用法が先人によって行われています。これは、非農家の住民に農業に携わってもらうことが基本になっています。都市部の市民による滞在型農園や、会社員が週末や休日を利用する農業、種まきと収穫の体験をしていただき、収穫された農作物をオーナーとして所有してもらう方法など、さまざまなことが考えられます。

休耕地の活用対策について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 小林茂澄議員の質問にお答えします。

鳴沢村では、土壌づくりに対するサンライムや堆肥補助、獣害防除柵の設置補助、廃プラの処理費補助など、農業経営にかかわる多くの支援を実施してきました。また、農政関係機関との連携による観光農業の推進、地域ブランド商品や加工品開発、直売所の整備などによる農業振興を進めており、耕作放棄地の活用より、まずは耕作放棄地をつくらない施策を展開してきま

した。

しかし、時代の変化による農業後継者の減少や獣害被害などにより、遊休農地が点在するのも現実です。

そうした状況の中、村では、中山間地域総合整備事業により、耕作放棄地であった入りの棚地区のほ場整備や、獣害防護柵設置など農業生産の基盤整備強化に努めております。獣害防護柵については、設置前より農業被害が減少しており、耕作意欲にもつながっております。

また、獣害対策やほ場整備を実施した結果、農業法人や企業から農地を求める声も出ており、地元の農業者との協力体制のもとに、整備したほ場を借りたいというお話もいただいております。このようなほ場をもとにし、企業参入や貸し農園、既にJAで実施している貸し農園の拡充など、耕作放棄地の活用を検討していきます。

これらの施策を進める中、地域の理解を得ながら、滞在型の農園へとつながればと考えております。また、本来の鳴沢村での農業者支援は引き続き実施していくつもりであります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 8番 小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 休耕地が少なくなることが、鳴沢村の活性化につながると思います。今後とも検討をお願いしたいと思えます。

以上です。

議長（三浦利雄君） ここで、一般質問通告取り下げの報告をいたします。3月12日に小林茂澄君から通告がありました「日本広販ゴルフ場の開発跡地について」の質問は、本日、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

以上で、小林茂澄君の一般質問を終わります。

次に、小林利雄君からの道の駅に電気自動車充電施設設置についての質問を許します。3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 道の駅電気自動車充電施設設置を、企画課長にお伺いいたします。

平成23年度は、鳴沢小学校に太陽光発電装置を設置していただき、児童に、雨の日、曇りの日でも発電して二酸化炭素が削減でき、自然環境、科学の力に関心を持つ子どもが増えたことと思います。国際的にも、国内でも、自然環境に関心が高まっております。自動車メーカーは電気自動車の開発に力を入れております。

近隣市町村では、道志村道の駅、富士河口湖町役場に電気自動車充電施設があります。鳴沢村の道の駅は年間78万人の方が利用しており、これからは電気自動車も多く来ると思います。

鳴沢村は自然環境に力を入れている村、道の駅の集客、宣伝にもつながる電気自動車充電施設を設置する考えがあるかどうか、お伺いいたします。

議長（三浦利雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 小林利雄議員のご質問についてお答えいたします。

近年の地球温暖化問題に始まる環境意識の変化や、化石燃料の枯渇に対する問題意識の高まりにより、次世代自動車として電気自動車の普及が期待されていますが、既設の富士河口湖町役場や道志村道の駅の設置状況を伺いましたところ、富士河口湖町では、電気自動車急速充電設備2台を地元の製造企業である菊水電子工業から寄附をいただいて設置し、1台は役場庁舎駐車場へ、工事費約220万円で設置し、利用者は1日2台程度。もう1台は道の駅かつやまに設置工事中で、工事費約350万

円ぐらいとお聞きしています。

また、道志村では、道の駅どうしに設置されており、急速充電設備の購入に約350万円、設置工事費350万円、太陽光設備に500万円の費用を歳出し、今後、年間の維持管理経費が約30万円を見込んでいるとのこと。利用者は年間延べ200台程度で、電気自動車の先進県とされている神奈川県に隣接しているものの、まだ利用者は少ない状況であります。

なお、設置に当たり、次世代自動車振興センターから180万円の補助金を活用しましたが、平成24年度以降、同補助制度の実施については未定とのこと。

自然環境保護の面から考えると、充電設備の導入はよいことだと思いますが、まだこれから機能面の充実で短時間充電や低価格化等が進む分野であると思われること、電気自動車は走行距離が短いことから、富士北麓に観光で訪れる方々の利便性を考えると、高速道路のサービスエリアなどに先駆的に整備されることが望ましく、普及率もまだ低いため、しばらくは集客効果などにつながりづらい面もあると思われることや、料金徴収などについても、先進地では検討課題とされている現状を踏まえると、早期の導入については慎重に検討していきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 多額の資金がかかるということで、また時期尚早ということで、いずれにしろ、これらの環境問題は今後様々なことに関わってきます。村でも先進的に導入を考えてもらいたいと思えますし、また、公用車を買替えるときは、ぜひ電気自動車の検討をしてもらいたいと思えます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、建物建設時における道路幅の確保についての質問を許します。3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 建物建設時における道路幅の確保について、振興課長にお伺いをいたします。

鳴沢村は、現在都市計画区域外となっているため、住宅を新築等する際に、4メートル以下の道路については、4メートルに広がることを前提としたセットバックの規則がない状態です。

セットバックを義務化すれば、いつ起きてもおかしくない大地震や災害時、火災発生の際に緊急車両がスムーズに通行でき、素早い対応をすることができます。また、道幅の狭い道路の拡幅工事にも大いに役立つと思います。

例えば、道幅が4メートル以下のときは、4メートルになるようセットバックさせて建築等させるなど、村独自で条例化して規制する考えは今後あるかどうか、お伺いします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 小林利雄議員の質問にお答えします。

現在、本村全域が都市計画区域外であり、住宅等の建て替えや増改築時に都市計画区域に適用される幅員4メートル未満の道路について、中心線より2メートル以内を道路とみなし、土地の一部を道路として提供しなければならないセットバックや、災害時の避難経路の確保や、消防車や救急車などの緊急車両が接近する経路を確保することが目的である接道義務もありません。

そのため、条例により建築物について独自の規制を設ける自主条例等を制定することもできますが、法令で定める以外のものを規制の対象とすることや、規制の実効性確保のため罰則を定めることについても、判例上も認められていますが、法令で定める以外のものを規制の対象とすることや、罰則について住民

の合意が得られにくいこともあり、規制ではなく誘導的措置として、実効性確保の手段も勧告や公表にとどめるものが多く、その意味で、自主条例の実効性には限界がありますので、独自の規制を設ける自主条例等の制定は考えておりません。

そのため、セットバック等の法規制が可能な都市計画区域の指定について、山梨県と協議を検討することも必要ですが、セットバック以外にもさまざまな規制が発生することにより、既存不適格となる建築物については、増改築ができなくなったり、建て替えにあたり弊害が出る場合もありますので、都市計画区域の指定については、メリット、デメリットを検証しながら慎重に検討することが必要になってくると思われれます。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 私としては、鳴沢村を住みよく、また、景観をよくするためにも、セットバック規制を検討してもらおうことをお願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） これにて小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、渡邊明雄君からの、鳴沢村の産業振興についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） それでは、早速お願いいたします。

鳴沢村の産業振興について、村長にお伺いいたします。

鳴沢村の産業振興について、最近の国内情勢は、農業、商業、工業、観光ともに大変厳しい状況にありますが、2期目になります小林村長に、改めて企業誘致以外の鳴沢村の産業振興に対する取り組み方針をご教授願います。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員さんの質問にお答えいたします。

ご存じのように、本当に景気が落ち込み、また、世界的な不況というようなことで、企業誘致等も大変難しくなっておりますとともに、予算等を見てもらいますと、村税も落ち込んでおります。

そのようなことを踏まえ、農業の振興というようなことで、鳴沢村は有名であります野菜価格を上げるにはどのようなことをしたらいいかというようなことで、農業の6次産業化を進めていただくような方針、方法ができればいいんじゃないかと考えております。また、そのためには、野菜などの商品に付加価値をつけ、農業を活性化することが大事じゃないかと考えております。

農家と食品、また関連企業が連携し、地元でとれた農産物を食品加工したり、また、農産物の加工を委託し、付加価値をつけ、道の駅等で販売するなどの方策が考えられますので、これからもJA、また県の指導等加えながら、どのような施策があるか研究し、地域のブランドを商品開発するため、皆さんと一緒に勉強させてもらえればと思っております。

それには、農産物にしてもよいものがとれなければなりませんので、先ほども振興課長が申し上げましたように、土づくりのための有機肥料の配布等を今後も継続して進めたいと思っております。

また、観光振興も考えておるわけですが、これは、なるさわクリエーションパークを観光拠点にし、自然を活かした観光資源やスポーツ・レクリエーションを楽しむ施設、温泉施設等、いろいろな観光施設があつて集まっております。また、富士緑の休暇村においては、年間利用できる富士五湖地方最大の人工芝グラウンドも完成したことにより、各種イベント大会の開催等も考えているようですので、その観光を兼ねた関係者の増

加が見込まれるわけですので、ぜひこれを活用していきたい。

また、平成22年度の観光客数は、富士五湖地方で約300万人と言われております。山梨県、静岡県、神奈川県、東京都等の近隣都県から多くの観光客が訪れております。この皆さんの要望を聞きますと、富士五湖地域全体での観光を求めているような傾向があります。何回訪れても楽しく、また、風光明媚な富士北麓ということで、リピーターを増やすようなことができると考えております。

そのようなことを踏まえ、先ほどの農業と観光を結びつけた何かいい方策ができればと思っておるわけでございます。また、中山間地域総合整備事業で整備されたほ場を借り入れたいというような動きもあるようですので、このほ場をもとに、企業参入や貸し農園などを利用し、農業と観光を結びつけた観光的付帯価値を高める振興政策ができればと考えておりますので、どうか渡邊明雄議員さんには、仕事関係、ライオンズ、また社交ダンス等の多くの人脈があるかと思われまますので、どうかこれからもバックアップやフォローをよろしく願いして、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 大変力強い取り組み方針を示していただきまして、ありがとうございました。特に、ブランド品をつくるということは、鳴沢村のいいところを世の中に売りたいということで、これからますます期待される場所だと思っておりますので、これからも力強いご活躍と、それから、我々も頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、小学校の英語教育についての質問を

許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 小学校の英語教育について、教育長にお尋ねいたします。

鳴沢小学校で20年間継続して英語指導をしていただいております。ありがとうございます。国際化が進み、英語がますます必要になってきています。年間数時間程度では成果が出にくいので、子どもが楽しみ、喜びながら英語を勉強できる環境をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

小学校5、6年生に、週1時間の英語学習の時間が新設をされました。小学校4年生以下の学年への英語活動の時間の増加ができないかとの質問のご趣旨かと思いますが、これについてはかなり難しいと考えております。

理由としましては、授業時間数が増加したこと、各学年とも1時間ないし2時間増えました。1年生は25時間、2年生が26時間、それから3年生が27時間、4年生以上は28時間というふうになっております。学校全体に、そのことによってゆとりがなくなってきたということが1つあります。仮に、1、2年生に英語の授業を増やすということになると、6校時まで授業をするということになりまして、これは児童にとって負担がかなり大きいと思います。

鳴沢小学校の特色としては、小規模校ということもあって、縦割り班活動というのが行われておりまして、高学年から低学年の子どもたちが仲よく日常生活を送っております。国際理解教育のほかにも、健康安全教育、福祉教育、環境教育、情報教育等に取り組んでおります。

本来、学校が必要としているゆとり、例えば、放課後の時間は

1日を振り返り、学習のつまずきややり終えなかった学習をやり終えるとか、教師と子どもとの触れ合いの時間として非常に大切な時間であります。授業に追われる毎日では、子ども自身にゆとりがなくなる。このことがむしろ心配になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） ゆとりが大事だということは、何年か前にも、大分経つんでしょうけれども、やって、私はその成果がそれほど確認されていないんじゃないかというふうに思っております。それでこういうお願いをしているわけですがけれども。難しいでしょうけれども、ひとつの私のお願いです。ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 続いて、大災害に対応する事業継続計画の策定と訓練についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 大災害対応事業継続計画、BCPの策定と訓練。

東日本大震災から1年が過ぎ、改めて大災害の対応が求められております。これは総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

自治体や企業が災害時に機能しなくなったことを想定して、最優先して取り組むこと、避難先確保、医療、食事、早期復旧、この辺が大事ですね、などを策定して住民に説明、訓練などをする必要があると思いますが、鳴沢村の取り組みを教えてください。

企業でも、中小企業やなんかはまだまだ全然対応ができていませんけれども、そういうことがやっぱり求められて、いかに早く対策できるか。今、一生懸命取り組んでおられることはわかります。苦労されておられますけれども、その辺の内容を教えてください。

以上です。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 渡邊明雄議員の質問についてお答えします。

大災害対応事業継続計画は、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

現在、鳴沢村では、大規模災害時事業継続計画は策定されておられません。事業継続計画策定につきましては義務化されておられません。東日本大震災以降、復旧・復興のために事業継続計画を策定する自治体や企業が増加しております。また、現時点では山梨県でも策定されておられません。鳴沢村は東海地震や富士山噴火と広域にわたる災害が想定されるため、県や周辺市町村の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

なお、地域防災計画は、大規模災害時における事業継続計画の上位計画となり、平成24年度に計画の改定を行う予定でいます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） これにて渡邊明雄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第 16 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦利雄君） 日程第 16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第 71 条第 1 項の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（三浦利雄君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 41 条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成 24 年第 1 回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 4 5 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 2 4 年 3 月 1 6 日

議会議長

署名議員

署名議員